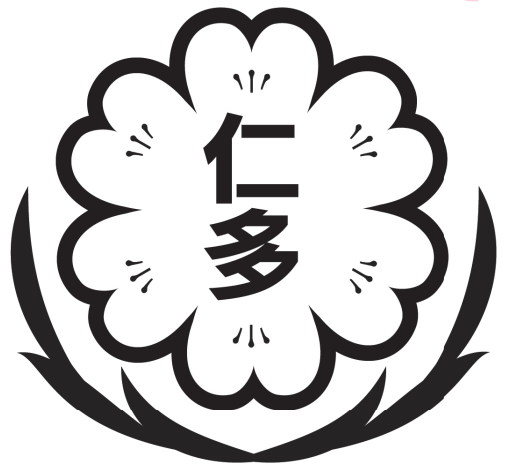


仁多地域統合小学校の
校章が決定しました！



仁多地域学校再編統合推進委員会からの意見書、町総合教育会議での意見聴取の結果を踏まえ、左記のとおり校章を決定しました。

【校章の説明】
6つの花びらは、6校の子ども達の心（ハート）が集まって、1つの小学校を作っていく事を表し、それを仁多地域の豊かな自然がささえている様子を表している

〈お問い合わせ〉
教育魅力課 学校再編係
電話…5212672
有線…2014000（内線4272）

企業版ふるさと納税

山陰開発コンサルタント
株式会社様から町に
ご寄附をいただきました



▲山陰開発コンサルタント 陶山代表取締役(右)

この度、山陰開発コンサルタント様から、町に対し100万円の企業版ふるさと納税による寄附をいただきました。

2月13日に役場仁多庁舎で行われたお礼状贈呈式には、陶山代表取締役らが出席されました。

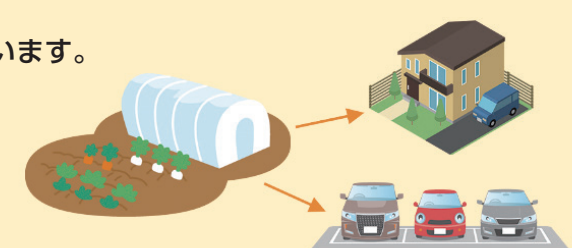
この度いただきましたご寄附は、「稼ぐ地域をつくり、奥出雲町で安心して働けるようにする事業」に活用させていただきます。

農業委員会からのお知らせ

農地の転用には 農地法に基づく許可が必要です！

●農地を農地以外にすることを「農地転用」といいます。

例えば……○住宅を建てる
○駐車場にする
○墓地にする
○農業用施設を建てる など



- 農地転用をする場合は農地法の規定による農地転用許可申請が必要です。
- 自分名義の農地を転用する場合は**農地法第4条**、他人名義の農地を買って、または借りて転用する場合は**農地法第5条**の申請が必要です。
- 許可の申請は、奥出雲町農業委員会で受け付けています。
- 農地転用をするには、
 - ・地域計画変更手続き
 - ・奥出雲町農業振興地域の農用地区域の場合は、農振除外手続き
(農用地区域に該当するかどうかは役場農業振興課で確認できます)
 - ・農地転用許可申請手続き

がそれぞれ必要になる場合があります。農地転用をご検討される際は、事前に農業委員会にご相談ください。

⚠️ **〈無断転用には厳しい罰則があります〉**

許可を受けずに行った場合は農地法違反になり、工事の中止や原状回復等の命令、罰則の適用(3年以下の懲役、または300万円以下の罰金。法人は1億円以下の罰金)もありますのでご注意ください。

【お問い合わせ】 農業委員会事務局 電話：52-2680 有線：20-4000（内線4333）

協会けんぽ島根支部
の加入者・事業主の皆さまへ

令和7年3月分(4月納付分)からの保険料率をお知らせします

※任意継続被保険者の方は4月分(4月納付分)から変更



健康
保険料率

現行 9.92% ▶ **9.94%**

介護
保険料率

現行 1.60% ▶ **1.59%**

協会けんぽ島根支部キャラクター しまめちゃん

健診から始まるサイクルで、3つの「もったいない」をなくしましょう！

01 「健診受けない」
もったいない

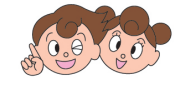
02 「受けっぱなし健診」
もったいない

03 「健康づくりを継続しない」
もったいない

特設サイト
はこちら→



◇お問い合わせ◇ 〒690-8531松江市殿町383山陰中央ビル2階 全国健康保険協会島根支部 ☎0852-59-5139(平日8:30～17:15)



詳しくはこちら



(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

TEL (03) 6907-1234
FAX (03) 5955-8211

パートタイマーさんや
家族従業員も加入できます

退職金

社長の決断、
応援します。

簡単

外部積立型で管理
が簡単
退職金試算額も
お知らせ

有利

掛金は全額非課税
助成

安心

確実な退職金支払
安心の資産運用

中退共の
退職金制度なら